

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和8年7月23日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (給与局)

荻野局長、植村次長、森谷給与第一課長、

本田給与第三課長、小林参事官

(職員福祉局)

阿部職員団体審議官

議 題

諸手当の取扱い

議事の概要

- 議題「諸手当の取扱い」について、担当局から別添のとおり説明があった。
これに対して、川本総裁から、転居手当（仮称）の新設について、転勤に対する意識を変える良い機会となる施策であるとの発言があった。また、特定任期付職員の勤勉手当の支給総額の特例について、本来は同職員に勤勉手当等を支給する見直しを行った際に併せて措置すべきものであり、今後制度の見直しを行う際は、運用面において支障がないこともよく確認して対応すべきとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

諸手当の取扱い
(令和8年7月23日院議説明概要)

1 転勤に関する給与上の措置

- 国家公務員は離島やへき地を含む全国各地で行政サービスを提供する必要があり、人事管理上、転居を伴う転勤が必要となる場面がある。しかしながら、近年、職員の働き方や価値観が多様化し、転勤を敬遠する職員が増加してきている。また、転勤を行うことによる経済的な負担が、職員が転勤を敬遠する大きな理由となっている。
- こうした転居に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、本年は転勤に関する各種給与上の措置を講ずる。
- 具体的には、①転居手当(仮称)の新設、②広域異動手当の支給割合の引上げ、③特地勤務手当に準ずる手当の支給対象官署の拡大を行う。

① 転居手当(仮称)の新設

- 転居に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、広く異動に伴い転居した職員に支給するものとして、現行の単身赴任手当の加算額部分を分離、再編した手当を新設する。
- 支給対象者は、官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、60km以上の転居をした職員を対象とする。
- 支給額については、転居前後の住居間の距離に応じて、職員の区分(単身赴任/家族帯同・独身)及び距離区分ごとに月額を設定する。単身赴任区分の月額については、民間の実態等を踏まえて現行の単身赴任手当の加算額よりも引き上げることとし、家族帯同・独身区分については、その一定割合を新たに支給する。なお、現行の単身赴任手当は100kmが下限であるが、転居手当では60km以上100km未満の区分を新設する。
- 支給期間は異動から3年間を原則とし、単身赴任者でやむを得ない事情がある場合には延長可能とする。
- 転居手当については、令和9年4月から施行する。

② 広域異動手当の支給割合の引上げ

- 各府省においては、管区内や全国規模での適正な人員配置を引き続き円滑に行う必要がある。そこで、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、広域異動手当の支給割合を引き上げることとする。なお、引上げ後の支給割合については、後日の給与改定に係る人事院会議で決定する。
- この見直しについては、令和8年4月1日から遡及適用する。

③ 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象官署の拡大

- ヘキ地等の生活が不便な場所に所在する官署の人員確保はますます困難となってきた状況を踏まえ、特地勤務手当に準ずる手当について見直しを行う。
- 具体的には、人口が集中している地区から離れた場所に所在する官署に勤務するために転居した職員については、官署周辺の生活環境の状況にかかわらず、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となるよう指定基準を見直し、支給対象官署を拡大する。
- この見直しについては、令和9年4月1日から施行する。

2 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額の特例

- 多くの府省において特定任期付職員は少数であることから、特定任期職員の勤勉手当について、同区分の支給総額の範囲内では、特に高い業績を挙げた場合であっても、高い成績率を適用することが困難な状況にある。
- 高度の専門性を有する人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当の支給総額について、職員の人事評価の結果等を考慮して特に必要と認められる場合には、人事院の承認を得て、法定の支給総額の上限を超えて支給可能とする。
- この見直しについては、令和9年4月1日から施行する。

以 上